

一般社団法人日本神経学会認定施設基準

平成23年5月17日改正

教育施設

- ・ 指導医1名以上，指導医を含め専門医3名以上が常勤で勤務する病院とする。
- ・ 神経内科または関連科として10床以上を有する，もしくは神経内科または関連科として100名/年以上の入院があることを原則とする。
- ・ 教育カリキュラム作成を必須とし，それに基づく研修が可能な指導体制と設備が整っていること。

准教育施設

- ・ 指導医1名以上が常勤で勤務する病院とする。
- ・ 神経内科または関連科として10床以上を有する，もしくは神経内科または関連科として100名/年以上の入院があることを原則とする。
- ・ 教育カリキュラム作成を必須とし，それに基づく研修が可能な指導体制と設備が整っていること。

教育関連施設

- ・ 専門医（指導医が望ましい）1名以上が常勤で勤務する病院又は診療所とする。
- ・ 教育施設との連携を必須とする。
- ・ 教育カリキュラム作成を必須とする。

付記

- ・ 原則として神経内科を標榜していること。
- ・ 関連科には神経内科指導医と神経内科専門医が勤務していること。
- ・ 関連科としては内科，老年科，脳卒中科などがある。
- ・ 関連科としての判定は施設認定委員会にて判断する。
- ・ 老健施設や介護保険関係施設は教育関連施設とする。
- ・ 教育関連施設は，教育施設と協力し，教育施設のカリキュラムの一部を受け持つこととし，連携する教育施設のカリキュラムの中で当該教育関連施設が担う内容を明示する。
- ・ 教育施設および准教育施設の指導管理責任者は，常勤の指導医であること。
- ・ 専門医が1名の施設は，他施設とのカンファレンスの機会を積極的に設ける。
- ・ 神経学会の定めたミニマムリクアイアメントを80%以上履修出来るよう，自施設で足りない研修内容は他施設における研修，学会認定のハンズオンセミナー受講などで補う。

- ・ 後期研修医（専攻医）の受け入れ人数は、1名の指導医あたり、最大3名程度が望ましい。
 - ・ 更新期間は、教育施設は3年毎、准教育施設と教育関連施設は2年とする。施設認定の変更または新設された施設を申請する場合には、随時申請可能とする。
 - ・ 年の途中で認定された場合、その施設の認定期間は、認定された年を含めてそれぞれの施設の種類ごとに、3年目または2年目の3月31日までの期間とする。
-
- ・ 専門医試験の受験には次のいずれかを満たす必要がある。
 - (1) 教育施設3年以上
 - (2) 教育施設で2年以上、かつ准教育施設を含め合計3年以上
 - (3) 教育施設で2年以上、かつ准教育施設・教育関連施設を含め4年以上
 - (4) 教育施設2年未満の場合は、准教育施設を含め合計4年以上（准教育施設のみでの4年間を含む）